



国空事第397号

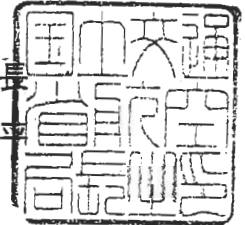
平成20年8月25日

全日本空輸株式会社

代表取締役社長 山元 峯生 殿

国土交通省航空局長

前田 隆平



広告表示の改善について

国内線「プレミアムクラス」の新聞広告において、利用者の誤認を招くような不適切な広告表示を行い、公正取引委員会から不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項第1号の規定に違反するものとして同法第6条第1項の規定に基づき排除命令を受けたことは、航空運送の利用者保護の観点から好ましいものではないことは言うまでもなく、誠に遺憾である。

については、以下の2点について、その徹底を図るとともに、講じた措置について速やかに文書をもって報告されたい。

1. 利用者の誤認を招くような広告表示を行わないよう再発防止を図ること
2. 正確でわかりやすい広告表示を行うよう努めること